

「不使用口座管理手数料」のご案内

平素は姫路信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて当金庫では、令和3年4月以降に開設いただく普通預金口座等について「不使用口座管理手数料」を適用させていただくことと致しました。本手数料は、令和3年4月以降に開設され、一定期間使用されない状態が続いた場合にご負担いただくもので、手数料新設前に開設された口座、および継続的にご入金・ご出金・口座振替等のお取引をされている口座には適用されません。

また、本手数料の新設に伴いまして、令和3年4月1日より預金規定を改定いたします。

[「不使用口座管理手数料」の新設に伴う預金規定改定内容はこちらをご覧ください。](#)

不使用口座管理手数料の詳細について

1. 対象となる口座

令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座（貯蓄預金、無利息型普通預金を含みます）が最後の預入れまたは払戻し（決算利息の組入れおよび本手数料の引落しを除きます）から2年以上経過し、かつ次の①～③すべてに該当する場合に「不使用口座」としてお取扱いします。

- ①残高が1万円未満のこと
- ②同一店舗に定期性預金・外貨預金・投資信託・保険・国債等のお取引がないこと
- ③同一店舗にお借入れがないこと

2. 不使用口座のご案内と手数料の引落し

お客さまの口座が「不使用口座」となった場合は、届出のご住所へ書面にてご案内させていただきます。ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合は、年間1,200円（消費税別）の不使用口座管理手数料を当該口座から引落しさせていただきます。

また、引落し後も「不使用口座」の状態が継続する場合は以後1年ごとに通知することなく不使用口座管理手数料を当該口座から引落しさせていただきます。

3. 口座の自動解約

不使用口座管理手数料の引落しに際し残高が不足する場合は、口座残高を不使用口座管理手数料に充当させていただきます。手数料引落し後の残高が0円になった場合は通知することなく、この口座を解約させていただきます。

ご負担いただいた不使用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の復活には応じかねますのでご了承ください。

以 上